

手話教室のご案内

日時： 10月 8日 (木)

時間 time

10月22日 (木)

14:00~15:00

場所：倉吉市人権文化センター

参加者随時受付中です！お気軽にご参加ください！



日本語学習会のご案内

日時： 10月14日 (水)

時間 time

10月28日 (水)

・ 14:00~15:00

・ 19:30~21:00

場所：倉吉市人権文化センター

内容：日常生活に必要な日本語を学ぶ

※天候等により教室が延期になる場合があります。あらかじめ、ご了承ください。
Please note that the event may be postponed due to weather conditions, etc.

10月14日は年金についての学習会をします。



◎生活の中で困りのことはありませんか？

相談



一人で抱え込まずに相談してみませんか？
お困りのことがあればお気軽にお越しください。
電話対応もいたします。
※ご相談いただいた内容は秘密厳守いたします。
安心してご相談ください。

◎差別落書きや人権侵害に気づいたら！すぐにお知らせください！

差別発言などの人権侵害や差別落書きは許されない行為です。発見された場合は倉吉市人権政策課または最寄りの人権文化センターまでご連絡ください。

連絡先：倉吉市人権政策課 ☎ (0858) 22-8130
倉吉市人権文化センター ☎ (0858) 22-4768

倉吉市人権文化センターだより

2026年10月1日 発行 No.190 号

発行所：倉吉市人権文化センター

住所：倉吉市鍛冶町1丁目2971-2

電話/FAX：0858-22-4768

メールアドレス：jinkenbunka@ncn-k.net

ますな

倉吉市人権文化センター 講演会のお知らせ

知っておきたい「年金」の話

What You Should Know About Japan's Pension System:

～日本で暮らす外国人の生活をささえる仕組み～

A Framework That Supports the Lives of Foreign Residents in Japan

倉吉年金事務所の人がきます。
年金についていろいろ話をします。
Staff from the Pension Office will visit us.
They will talk about various aspects of the pension system.



日時 令和8年10月14日 (水) 19:30~21:00

【Date and Time】October 14, 2026 (Wednesday) 19:30-21:00

場所 倉吉市人権文化センター

【Venue】Kurayoshi City Human Rights and Culture Center

対象 倉吉市在住の外国にルーツのある方

【Target】People living in Kurayoshi City with foreign roots

連絡先 倉吉市人権文化センター	【Contact】Kurayoshi City Human Rights and Culture Center
住所 倉吉市鍛冶町1丁目2971-2	【Address】2971-2 Kajimachi 1-chome, Kurayoshi City
電話 0858-22-4768	【Telephone】0858-22-4768

インターネットへの根拠のないうわさや偏見の掲載 それは悪質な差別行為です

鳥取県は7月に、「インターネット上の人権侵害に関する相談状況」を公表しました。これは、改正された鳥取県人権尊重の社会づくり条例に基づき、今年1月から6月までの相談を集計したものです。寄せられた相談は延べ 22 件で、投稿削除につながったのは6件でした。反対に、運営事業者が削除要請に応じなかったケースは9件ありました。(※1)

法務省も今年3月に、2025(令和7)年中の全国の人権侵害相談状況を発表しています。新規に救済手続きを開始した相談で、インターネット上の人権侵害事件は 1,569 件ありました。相談件数は前年と同じくらいで、高水準で推移しています(※2)

【参考文献】

※1…2026年7月23日付 日本海新聞

※2…法務省 令和7年における「人権侵犯事件」の状況について

現実社会への影響

インターネット上には、被差別部落に対する根拠のないうわさや偏見、差別的情報が氾濫しています。さらには、真偽も確かめず、差別情報を拡散する人がいます。

実際に、インターネットの差別情報をもとに直接、相手に差別言動を行う事象や役場に「そこが被差別部落かどうか」を問い合わせる事象が発生しています。インターネット上の差別情報が、現実社会で差別行為として表れています。インターネット上だけの問題ではありません。

「インターネットへの被差別部落の明示」事案

(法務省『令和7年における「人権侵犯事件」の状況について』より)

動画投稿サイトに、特定の地域を散策しながら、この地域が同和地区であると指摘する動画が掲載されているとして、法務局に情報提供があった。

法務局が調査した結果、当該動画は当該地域の居住等のプライバシー又は私生活上の平穏を侵害するものであると認められた。

法務局からサイト管理者に対し、当該動画の削除要請を行ったところ、当該動画が削除されるに至った。



ちょこっと人権

～思いやりってなんだろう～

「思いやり」は、相手の心を想像すること

「思いやり」と聞くと、困っている人を助けたり、優しく声をかけたりすることを思い浮かべる人が多いのではないのでしょうか。もちろん、誰かに手を差し伸べることも大切な思いやりです。

でも、思いやりは「何かをしてあげる」ことではありません。

例えば、元気がないように見える人がいたとき、「大丈夫？」と声をかけることが、その人の支えになることがあります。一方で、今はそっとしておいてほしい人もいるかもしれません。

「自分だったらこうしてほしい」ではなく、「この人は今、どう感じているんだろう？」

そうやって相手の立場に立って考えてみることも、思いやりなのだと思います。

私たちは、一人ひとり、性格も考え方も、置かれている状況も違います。

だからこそ、自分の「普通」や「当たり前」を相手に押しつけるのではなく、相手の気持ちや思いを想像し、尊重することが大切です。

そして、思いやりには「正解」がひとつあるわけではありません。

声をかけること。
話を聞くこと。
困っているときに手を差し伸べること。
必要なときには、そっと見守ること。

小さな思いやりの積み重ねが、「あなたを大切に思っています」というメッセージとなり、人と人との心をつないでいくのではないのでしょうか。

忙しい毎日の中で、少しだけ立ち止まって、相手の気持ちを想像してみる。

今日、あなたができる「思いやり」はなんでしょう？

その小さな一歩が、誰もが安心して過ごせる、温かな地域づくりにつながっていくのかもしれない。